

## 令和4年第11回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年10月5日(水) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時25分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 16名

|    |                      |    |                       |    |        |
|----|----------------------|----|-----------------------|----|--------|
| 1  | 福島 幸治                | 2  | 鍛冶山 正照                | 3  | 己斐 潔   |
| 4  | 山本 香織                | 5  | 溝口 憲幸                 | 6  | 上垣内 保之 |
| 7  | 浅元 恒夫                | 8  | 岩重 <del>隆弘</del> (欠席) | 9  | 下谷 邦代  |
| 10 | 佐藤 和夫                | 11 | 高畠 <del>辰也</del> (欠席) | 12 | 沼田 聖   |
| 13 | 谷口 <del>憲</del> (欠席) | 14 | 船木 良江                 | 15 | 河野 芳徳  |
| 16 | 山縣 由明                | 17 | 吉田 米治                 | 18 | 奥田 一成  |
| 19 | 児玉 一成                |    |                       |    |        |

5. 欠席委員

8番 岩重 隆弘      11番 高畠 辰也      13番 谷口 憲

6. 議事録署名者

12番 沼田 聖      14番 船木 良江

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長      大畦 裕之      事務局次長      小路 和典  
主幹(事)主任      平木 周二      主 事      山崎 智晴  
技 師      森下 まゆ

## 8. 総会議事日程

### ・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

### ・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

### ・農政に係る審議事項

- (1) 農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について

### ・その他

- (1) 令和4年第7回広島市議会定例会の報告について
- (2) 令和5年度広島市農政に関する意見書の一部修正について
- (3) 農業委員会だよりの取材依頼（令和5年冬号）について
- (4) 令和4年度第4回地区協議会の日程等について
- (5) 令和4年10月の現地調査日程について

## 議 事

### 議 長（福島会長）

段々涼しくなりまして、農作業が大変忙しい時期とは思いますが、気を付けてやっていただきたいと思います。

それでは、令和４年第１１回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

安佐北区安佐地区、沖田推進委員よろしくお願いいたします。

本日の欠席は、８番、岩重委員、１１番、高島委員、１３番、谷口委員です。山本委員は、少し遅れるそうです。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

議事録署名者を指名します。１２番、沼田委員、１４番、船木委員、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、７件を上程します。説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請７件について説明します。議案の３ページから４ページをご覧ください。

１番、４番、５番から７番は、規模拡大のため申請地を取得するものです。

２番は、自宅から近く利便性が良いため、申請地を取得するものです。

３番は戦前貸借により申請地を耕作してきた譲受人が農地を取得するものです。

これらの案件は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第１号の説明を終わります。

### 議 長

議案第１号について、担当委員の意見を伺います。

１番は私の担当ですので説明します。９月２０日、溝口委員と事務局２名で現地を確認しました。譲渡人は高齢でアメリカに住んでおり、耕作できないため、譲受人に贈与するものです。現地は水稻が作られており、問題ないと思います。

２番、佐藤委員。

### 佐藤委員

１０番の佐藤です。９月１６日に下谷委員と事務局２名と現地確認しました。予定では、果樹を作付けされるということでしたが、確認時は、若干、耕作放棄とまでは言いませんが、まだ荒れた状態ではありましたが、果樹栽培ということなので、さほど問題はないと思います。

## **議 長**

3 番、沼田委員。

## **沼田委員**

3 番の案件ですが、9 月 20 日に高畠委員と事務局と現地を確認しました。野菜と果樹が植えてあり、問題はないと思われます。

## **議 長**

4 番、5 番、山縣委員。

## **山縣委員**

16 番山縣です。4 番について説明します。この件につきましては、9 月 16 日に、私と河野委員及び事務局職員 2 名で現地調査をしました。申請地は農地として管理されていました。譲渡人は高齢のため耕作困難となり、譲受人である弟が経営規模拡大のため所有権移転するものです。下限面積 1,000 m<sup>2</sup>はクリアしており、許可相当と思います。

5 番について説明します。この件も同日現地調査しました。譲渡人は、高齢のため耕作困難となり、譲受人が経営規模拡大のため所有権移転するものです。下限面積 1,000 m<sup>2</sup>はクリアしており、許可相当と思います。

## **議 長**

6 番、吉田委員。

## **吉田委員**

17 番吉田です。6 番の案件は、現地調査を 9 月 21 日、事務局 2 名と奥田委員と行いました。農地の管理状況などを調査しました。対象地は基盤整備がしてあり、管理も良く、特別問題はなく異議ありません。

## **議 長**

7 番、奥田委員。

## **奥田委員**

18 番奥田です。9 月 21 日に児玉委員、事務局職員と現地調査をしました。現地は野菜が適切に作られており、問題ないと思います。

## **議 長**

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

**議 長**

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

**議 長**

異議がないので、7件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について10件を上程します。説明をお願いします。

**事務局（山崎主事）**

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の10件について、説明いたします。議案の5ページから6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、仮設休憩所1棟を設置し、個人で土木業を営む父親の保有する重機置場として利用するものです。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、庭敷拡張して自家用車の駐車場として利用するものです。

3番から5番、8番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設へ転用するものです。

6番、7番、及び10番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、駐車場、資材置場として利用するものです。

9番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、庭敷拡張するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番及び7番の案件は、既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されますと農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

**議 長**

それでは担当委員のご意見をお伺いします。1番、上垣内委員。

**上垣内委員**

9月21日に事務局の方2名と、現地を確認しました。この案件は、譲渡人

から譲受人に親戚間で売買が行われる所有権移転です。現地を確認したところ、重機置場や仮設休憩所を作られるということですが、周りには家もなく、山に囲まれたような状況なので問題はありません。

## **議 長**

2 番、浅元委員。

## **浅元委員**

7 番の浅元です。9 月 21 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。本件は、宅地内に駐車スペースを追加するもので、現況としては、既に整地されていきました。手続上の不備はありましたが、許可については問題ないと思います。

## **議 長**

3 番から 5 番、己斐委員。

## **己斐委員**

3 番の己斐です。3 番から 5 番は、先月 9 月 20 日火曜日に事務局職員 2 名と現地の調査を行いました。3 案件とも、売電業者が同じ会社で、太陽光設備の設置をする案件でございます。

3 番は調査時点では、休耕中で雑草が生えており、2 年くらい管理されていない状態でありました。令和 2 年に相続によって譲り受けたものの、耕作を行っていない状況が続いていましたが、この度太陽光発電用地の売買の話があり、今後維持管理が大変なので、売電業者に売ることにより、採算がとれると考えたようです。北東側に 16 件の住宅がありますが、南側は河川敷で、西側は休耕となっておりまして、太陽光設備を設置することによる耕作等への影響は無いと思われます。

4 番、5 番は、譲渡人が同一で譲受人は 3 番と同じ売電業者です。この申請は、昭和 63 年に、同じく相続により譲り受けた農地で、これも維持管理はしていきたいのだが、出来ないということで、現在まで耕作を行っていない状況で、今後手入れが大変なので、売電業者に売ることにしたということです。3 案件とも日当たりが良好でして、設置場所としてはとても良い場所であると思われます。4 番、5 番についても、設置することによる周辺農地の耕作には影響がないと思われ、問題はないと思います。

## **議 長**

6 番、下谷委員。

## **下谷委員**

9 番下谷です。6 番の案件は、農振除外の調査で令和 3 年 3 月 17 日に事務

局職員と現地調査をしています。今回１０月２日に現地確認をしました。周辺農地への影響はないと思われます。問題ありません。

**議 長**

７番、船木委員。

**船木委員**

１４番船木です。９月２０日に事務局職員２名と現地調査を行いました。既に平成２７年１月頃から申請地を利用しており、始末書も出ています。問題はないと思います。

**議 長**

８番、山縣委員。

**山縣委員**

１６番山縣です。８番について説明します。この件については、本年３月１６日に農振除外のため、調査しました。９月２５日に再調査したところ、農地として管理されております。譲渡人が、太陽光発電設備設置のため、売電業者に所有権移転するものです。周辺宅地及び農地、排水に支障はないものと思われます。よって、許可相当と思います。

**議 長**

９番、奥田委員。

**奥田委員**

１８番奥田です。９番は９月２１日に事務局の方２名と児玉委員と現地調査を行いました。申請地は譲受人宅の隣りで、野菜が栽培されていました。問題はないと思います。

**議 長**

１０番、児玉委員。

**児玉委員**

１９番児玉です。９月２１日に事務局職員２名と現地調査をしました。長い間休耕していた土地を資材置場及び駐車場に転用する申請で、周辺に影響はなく問題ないので許可相当と思います。

**議 長**

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

**議 長**

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

**議 長**

異議がないので、10件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。説明をお願いします。

**事務局（山崎主事）**

議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の7ページをご覧ください。

本件は、元請け業者からパネル工法に使用するパネルの部材の作成依頼があり、その対応に必要となる倉庫・資材置場・駐車場を確保するため、令和2年2月27日付けで農振農用地からの除外を申請し、令和2年8月28日付けで除外されたので転用許可しましたが、新型コロナウイルスの影響による業績悪化を理由に令和5年3月31日までの履行延期をしています。今回の事業計画変更は、元請け業者からのパネルの部材について受注がなくなり、今後の受注も不透明となったため、倉庫の建築を断念し、資材置場・駐車場として利用する計画に変更し、事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

**議 長**

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、浅元委員。

**浅元委員**

7番の浅元です。9月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。事務局から説明がありましたように、新型コロナウイルスの影響により、事業計画を縮小し、倉庫の建築を断念して、資材置場等として使用するために、計画を変更するものです。既に敷地は整地されていました。周辺の農地への影響等もなく、変更承認については特に問題ないと思います。

**議 長**

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

**議 長**

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

**議 長**

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

**事務局（山崎主事）**

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。それでは、議案の8ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注のバイパス建設工事のため、〇〇株式会社が一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、〇〇株式会社が承継し、バイパス下部工事の資材置場用地として令和4年10月15日まで一時転用していましたが、法面工事、排水構造物工事が追加され、それに伴い工期も延長されたため、履行延期承認申請があったものです。

なお、バイパス建設工事は今後も続き、来年1月以降は〇〇株式会社が一時転用を引き継ぐ事業計画変更承認申請が提出される見込みです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

**議 長**

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、山縣委員。

**山縣委員**

16番山縣です。1番について説明します。この件につきましては、9月16日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は雑種地となっております。バイパス建設工事のため、〇〇株式会社が一時転用許可を受け、賃借していた資材置場用地を、〇〇株式会社が承継し、土地所有者から引き続き同用途で一時転用していましたが、法面工事、排水構造物工事が追加されたため、工期が延期され、令和4年12月31日まで延期するものです。周辺農地等に支障はないものと認められ、許可相当と思います。

**議 長**

それでは、その他ご意見、ご質疑等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を承認することにいたします。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請についてでございますが、議案番号1番、2番は私に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号1番、2番を除く2件を上程します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか、などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の9ページをご覧ください。今回、3番、4番の2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で説明を終わります。

## 議 長

議案第5号の2件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。3番、4番、河野委員。

## 河野委員

15番の河野です。3番の案件につきましては、9月16日に事務局職員と現地の調査をいたしました。現地に行ってみると、野菜の作付けをしていました。

4 番に関しても、3 番同様親子関係であり、野菜等を作られており、問題はないと思います。

**議 長**

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

**議 長**

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

**議 長**

異議がないので、2 件を適格者として証明することに決定します。続いて、議案第 5 号の議案番号 1 番、2 番の案件に入ります。私は退席しますので、ここからの進行は、鍛冶山職代にお願いします。

(福島委員 退席)

**議 長（鍛冶山会長職務代理者）**

それでは、議案第 5 号の議案番号 1 番、2 番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（山崎主事）**

議案第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

今回、1 番、2 番の 2 件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受ける農地に該当します。以上で説明を終わります。

**議 長（鍛冶山会長職務代理者）**

議案第 5 号の議案番号 1 番、2 番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、2 番、溝口委員。

**溝口委員**

5 番の溝口です。去る 9 月 16 日に事務局職員 2 名と現地を見に行きました。現地はきれいに耕作されており、問題はないと思われます。

**議 長（鍛冶山会長職務代理者）**

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

**議 長（鍛冶山会長職務代理者）**

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

**議 長（鍛冶山会長職務代理者）**

異議がないので、2件を適格者として証明することに決定いたします。福島委員の着席をお願いします。

（福島委員 着席）

**議 長（鍛冶山会長職務代理者）**

福島委員、議案第5号の議案番号1番、2番について適格者として証明することに決定いたしましたことをご報告します。それでは議事進行を福島会長に代わります。

**議 長**

それでは、議事の進行を引き続き行います。続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。説明をお願いします。

**事務局（山崎主事）**

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取についてです。議案の10ページをご覧ください。今回の申請者は、広島市と隣接する市町で営農しており、複数市町での認定申請の場合は、県が一括して認定を行うこととなっております。申請は新規扱いとなりますが、内容自体は「継続」と変わりありません。

それでは、議案の説明をいたします。令和4年9月26日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、11ページから16ページをご覧ください。

申請者は、現在、水稻、野菜、花きなどの栽培を行っています。野菜等は直売所が主な販売先のため、客のニーズに合わせた品種の選択を行うとともに、端境期にも商品を切らさないように多品目を周年生産します。また、漬物の生産設備を整備し、新しい販売品目を増やすことで、売り上げの増加を図り、堆肥や鶏ふんなどを肥料分として活用し、経費を抑えます。将来的に後継者に経営移譲を行うため、栽培技術や経営について指導を行い、作業の熟練により、労働時間の短縮を図り、週1回以上の休日確保することで、年間労働時間2,000時間、年間所得524万円を目指す計画を立て、申請するものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、沖田推進委員。

### 沖田推進委員

安佐北区安佐地区を担当しております推進委員の沖田です。よろしくお願いします。

9月28日、船木農業委員と自宅を訪問し、色々と伺いました。申請者は、会社勤めをされていましたが、農業に専念するということで、平成12年に退職されました。昨今後継者不足が問われる中で、既に次男を後継者として、栽培技術や経営ノウハウなどの指導を行っています。経営は複合経営で水稻、レンコン、トマト等の季節野菜を中心に、また、花きの栽培にも取り組んでおり、主に直売所で販売を行っています。今後は作業の効率化を図り、規模拡大のために市場や顧客ニーズに対応した品種を選定し、計画的に年間を通して生産することで、生産量の増加及び販売額の向上を目指します。また、販売先の確保に取組むとのことでした。

申請者は長い農業経験があることから、農業について相談を受けるなど人望も厚い方です。また、農業従事者の高齢化が進んでいるため、農作業の受託も検討されています。今後も地元として応援をしていきたいと思います。農業経営改善計画の更新については問題ないと思います。よろしくお願い申し上げます。

## 議 長

ありがとうございました。船木委員からも何かございましたら意見をお願いします。

### 船木委員

14番の船木です。申請者は、安佐南区は火曜日、地元の朝市は木曜日と土

曜日、それから〇〇朝市は日曜日に毎週販売をされています。〇〇朝市では会長を務められており、年間を通して多品目に取組んでいます。特にレンコンは品質の良さが口コミで広がり、好評のため12月はとても忙しいようです。餅の加工もされており、今年から漬物の加工場を整備されまして、先日もナスの辛子漬けなどの販売をされていました。いずれは子に譲るということで、精力的に頑張っています。農業経営改善計画については、問題はないと思います。

## **議 長**

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

## **児玉委員**

農業経営改善計画を見ると、生産のところですが、水稻の作付面積が、現状が1町6反で生産量が2.7t。同じ作付面積で目標の生産量が7.1t。どうやったらこんなに増えるのか教えてもらいたい。同じ作付面積で7.1tまで、3倍近く増えています。レンコンやほかの品目も、作る広さは変わらないのに、ほとんどが2倍、3倍に増えている。ちょっと作り方を教えてもらいたい。事務局はどういうチェックをされて、OKされたのか分かりませんが。

## **船木委員**

私は水稻を作っておらず、野菜しか作ってないので、よくわかりませんが。これから、お子さんたちがどれだけやっていけるかということにかかってくるのではないかと思います。

## **児玉委員**

野菜は、生産量が2倍、3倍に増えますか。キュウリは作付け面積が一緒に0.2tが一気に1t、5倍です。同じ広さで5年後に出来るということですか。

## **事務局（大畦事務局長）**

現状が少ないですね。

## **事務局（平木主幹）**

現状の収量が少ないです。水稻は目標が160アールで7.1tです。これは反収にすると、440kgくらいで普通です。現状の収量が少なく、平均の反収にするとこれくらいの生産量になるということです。

## **議 長**

よろしいですか。

## 児玉委員

わかりました。現状が少ないということですね。

## 議 長

その他ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、99件を一括して報告します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、17ページから19ページの17件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、20ページから29ページの52件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、30ページの3件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、31ページから32ページの16件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回、33ページの3件、及び報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、34ページから36ページの8件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何かご質問等ございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程 5 の農政に係る審議事項に入ります。

はじめに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について説明をお願いします。

## 事務局（森下技師）

農地等の利用の最適化の指針について、事務局森下より説明させていただきます。配付資料の 1、1 ページをお開きください。こちら 1 ページから 6 ページまでが、新たな指針案で、7 ページから 12 ページが前回の指針です。この指針は、3 年ごとの農業委員・推進委員の改選期に合わせ、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行うこととしております。今回、事務局より案をご説明させていただき、このことについて、総会と 11 月地区協議会にて委員の皆様からの意見を求めたいと思います。そして、その結果を踏まえ、12 月総会で本決定するという流れにさせていただければと思います。

では、案についてご説明させていただきます。農業委員会等に関する法律に基づき、指針の項目は、3 点となっております。

1 つ目は、「遊休農地の解消」、2 つ目は、「担い手への農地利用集積」、3 つ目は「新規参入の促進」です。

1 ページをご覧ください。中ほど 1 の「遊休農地の解消について」です。前回の目標は、「遊休農地率 0.8 % 以下の維持」でした。現状の一番右「遊休農地の割合」をご覧くださいますと、令和 2 年 3 月時点では、0.6 %、翌令和 3 年も 0.6 %、そして令和 4 年では 0.5 % となり、3 か年とも達成となりました。

次のページをご覧ください。目標設定の考え方です。毎年、遊休農地率 0.5 % 以下の維持としています。過去 3 か年間の利用状況調査結果をみると、概ね 13 ha から 16 ha（0.5 % から 0.6 %）の間で推移しています。このため、今後、遊休農地の解消と発生防止に取り組み、現状の維持の遊休農地率 0.5 % 以下を維持する目標とします。

つづいて、遊休農地解消の具体的な取り組み方法を読み上げます。ア、解消の取組は、1 人 1 筆解消運動の実施。農業委員 19 名及び農地利用最適化推進委員 42 名が 1 人 1 筆解消運動として、1 年間 1 人 1 筆の遊休農地の解消を図る。イ、農地の有効活用の推進では、利用状況調査により、将来遊休化が危惧される保全管理地を把握するとともに、所有者への働きかけのほか、農地中間管理機構への貸付や新規就農者への農地あっせん等、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して農地の有効活用を図る。ウ、非農地判断について。荒廃農地については、現況に応じて速やかに、非農地判断を行い、守るべき農地を明確にするとしております。

次のページをご覧ください。

2の担い手への農地利用集積についてです。前回の目標は、令和4年度農地集積率9.1%としており、毎年12haを担い手に新規に集積する目標としておりました。一番下の表の右端の前年度からの増減という項目をご覧くださいと思うのですが、こちら令和2年3月の集積面積は11.2ha、令和3年は10.1ha、令和4年は4.4haでした。こちらは3か年とも達成できませんでした。

つづいて、目標設定の考え方です。担い手への農地利用集積面積を毎年58haとします。令和元年3月から令和4年3月の間に担い手への集積面積が21.9ha増加しております。今回、広島県より令和12年度を目標に、集積率29.3%、集積面積523haの配分があり、単年度の目標面積を毎年58haとし、集積面積の増加を目指します。

では、次のページをご覧ください。担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法を読み上げます。ア、毎年、「ひろしま活力農業経営者」育成事業の新規就農者1人に必要な農地を約1.0ha確保する。イ、認定農業者や認定新規就農者等担い手の規模拡大を支援する。ウ、このため、①担い手と意見交換を行うなど連携を進め、規模拡大の意向を把握する。②利用状況調査時にあつせん可能な優良農地の把握に努める。③規模拡大に必要な農地をあつせんできるよう、所有者の意向を確認する。④地域での話し合いを通じて、支援体制を構築する。としております。

次の5ページをお開きください。3の「新規参入の促進について」です。前回の目標は、「毎年17経営体」でした。現状の右端の合計の項目を見ていただければと思うのですが、令和2年3月の新規参入者数が22経営体、令和3年は、37経営体、令和4年は、25経営体ということで、3か年とも達成できました。

つづいて、目標設定の考え方です。今回こちらの新規参入を毎年28経営体とするとしております。令和4年から3年の間に、「ひろしま活力農業経営者」5人及び「スローライフで夢づくり新規就農者」10人の参入がある見込みです。これにその他の新規就農者を加え、3年間で84経営体の確保を目標にします。

では、次のページをご覧ください。新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法を読み上げます。ア、毎年、ひろしま活力農業新規就農者及びスローライフで夢づくり新規就農者へ農地をあつせんするとともに、地域に定着できるよう就農支援を積極的に行う。イ、窓口等における新規参入希望者へは、意向に応じた農地の紹介を行うとともに、就農後も地域において支援・相談活動を行う。ウ、地域での話し合いを通じて、新規就農者の支援体制を構築する。エ、農地中間管理機構との情報交換を積極的に行い、連携を密にする。オ、市の実施する新規参入研修のPRを積極的に行う。カ、下限面積の引き下げなど、新規参入しやすい環境づくりを進めるとしております。

長々と説明してしまったのですが、まとめますと、遊休農地の解消については、「毎年0.8%以下という目標だったのを0.5%以下」に、担い手の農地利用集積については、「毎年12haという目標だったのを58haに」新規参入の促進については、「毎年17経営体目標だったのを28経営体に」とする案です。事務局からの説明は以上です。

## 議 長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

それでは、この指針案については、11月に開催する地区協議会で推進委員から意見を聴取することにいたします。

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

## 事務局（小路次長）

それでは資料の13ページ、資料2をご覧ください。

9月15日から29日まで開催されました令和4年第7回広島市議会定例会農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。

9月21日の本会議での一般質問で安佐北区の山下議員と佐伯区の宮崎議員から質問がありました。いずれの質問も経済観光局長が答弁をしております。

まず、山下議員からは、「有害鳥獣対策につながる農地利活用について」として、「有害鳥獣被害を軽減するためには、集落で耕作放棄地の再生や農地が荒れないよう長く活用される取組などの環境づくりが重要であるとするが、市としてこういった対策を考えているか。」との質問があり、これに対し、「耕作放棄地の再生や農地の利用を進めるための対策として、地域団体等が耕作放棄地を農地として活用する取組みに最大20万円を補助する事業を平成30年度から実施しており、これまでに、延べ19か所、約3.7haの耕作放棄地の再生等に取り組まれている。また、町内会・自治会や農業者団体等による農地や耕作放棄地の利活用プランの作成支援や農業機械購入等に対する最大500万円の補助を行う地域主体の農地利活用支援事業を昨年度から実施しており、現在、安佐北区可部地区においてプラン作りが進められている。

今後とも、こうした取組を行う中で、地域団体等が主体となって地域の課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めることで、農業生産の振興とともに、有害鳥獣対策につながる農地利活用を着実に進めていきたいと考えている。」との答弁がございました。

次に宮崎委員からは、「水田活用の直接支払交付金の見直しについて」として、4点の質問がございました。

まず、「国の見直しの中で、交付対象水田についての方針が示されたが、本市として

この度の方針をどのように受け止めているのか」との質問に対し、「この度の見直しは、一旦、転作した農地において今後５年間に一度も米の作付けをしない場合は、交付金の対象から外すこととするもので、市としては、国が限られた予算の中で、実態として転作が定着した農地を、交付金の対象から除外できるようにしようとするものと受け止めているが、現行の交付金があって初めて、転作が可能となっているという状況であるとするならば、代替手段を含め、慎重に検討するべきものとする。」との答弁がありました。

次に、「令和３年度の交付金の対象面積並びに交付状況はどうか。」との質問に対し、「対象水田面積は、約１００ha、農業者数は３４５者、交付金額は約３，２４０万円となっている。」との答弁がありました。

次に、「この度の見直しの方針により各農業地域がどの程度の影響を受けるのか。また、湯来地区の影響はどうか。」との質問に対して、「地域ごとの影響について、農業振興地域とそれ以外の地域におけるそれぞれの交付金額で申し上げると、農業振興地域では、平均約１６万３千円、市街化区域など農業振興地域以外の地域では、平均約３万６千円となっている。また、広い作付面積が必要な飼料作物を栽培している畜産農家が多い佐伯区湯来地区では、平均約２３万８千円となっている。」との答弁がありました。

さらに、「国は、交付対象水田ルールを示すとしているが、現状はどうか。また、見直し方針が変更されない場合、市はどのような対応を考えているのか。」との質問に対し、「国は、今年の秋に交付対象水田のルールを具体化することであるが、現在、課題を検証しているところであり、現時点でその内容を示すことができないという話があったとのこと。本市としては、国の見直し方針が変更されない場合については、現行の交付金があって初めて、転作が可能となっている状況であるとするならば、代替手段を国において検討すべきものとする。市としては、肥料の適正使用の指導や、畜産農家に対するより効率的、効果的な餌やりの方法の指導に力を入れていくことにより、農業者のコスト削減を支援していきたいと考えている。」との答弁がありました。

なお、２８日にありました常任委員会では、農業関係の質疑はありませんでした。報告は以上です。

## 事務局（森下技師）

令和５年度広島市農政に関する意見書について報告いたします。前回の総会にて承認をいただきました意見書について、内容の趣旨は変わっておりませんが、委員の皆様からのご意見を踏まえ、文言を二か所修正しましたので、報告いたします。

それでは配付資料の資料３、１５ページをご覧ください。

まず、１箇所目ですが、４段落目、「市では、共助を広げ」から始まる文章について、４行下の下線部のところが「あり、」となっていたものを、「ある。」に変更して２文に分けております。

もう１箇所目が、１８ページをお開きください。３項目目の「持続可能な農

業の推進について」の説明文をご覧ください。そちらの１文目の「有機農業を～」から始まる文章に加え、下線部で示しているのですが、「また、肥料高騰対策にも有効である。」という文を１文追記しております。

以上で、令和５年度広島市農政に関する意見書の一部修正についての報告を終わります。

## 事務局（山崎主事）

続きまして、農業委員会だより令和５年冬号１面記事について、説明します。１９ページの資料４をご覧ください。

農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に２回、７月と１月に発行しております。１面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。これは、管内の農家、集落での各種事業の取組みなど、地区の農業委員・推進委員で協議して取材し、４００～４５０字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については取材も事務局が同行し、事務局で撮影いたします。

次の発行は令和５年冬号で、担当地区は安芸区になります。安芸区の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は１１月１日火曜日までをお願いします。これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参照してください。

続きまして、令和４年度第４回地区協議会について説明します。２１ページ、資料５をご覧ください。下の表のとおり、１１月８日火曜日から１１月１５日火曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、令和４年１０月の現地調査日程について説明いたします。２２ページ、資料６をご覧ください。１０月１７日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、１８日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、１９日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、全国農業図書目録についてです。広島県農業会議から依頼がありましたので、机上に配付しておりますので、お持ち帰りください。以上で説明を終わります。

## 議 長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

## 議 長

これで令和４年第１１回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

## **議 長**

それでは、次回の総会は、令和4年11月7日月曜日午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをよろしくお願いします。

## **鍛冶山会長職務代理者**

大変お疲れ様でございました。熱心な審議本当にありがとうございました。段々と寒くなるという話ですが、暑い日が続いています。農作業も忙しくなると思いますが、農作業事故も多くなっておりますので、十分気を付けて、またお体十分気を付けてやっていただきたいと思います。それでは今日は終わります。どうもご苦労様でした。